

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本理念と方針

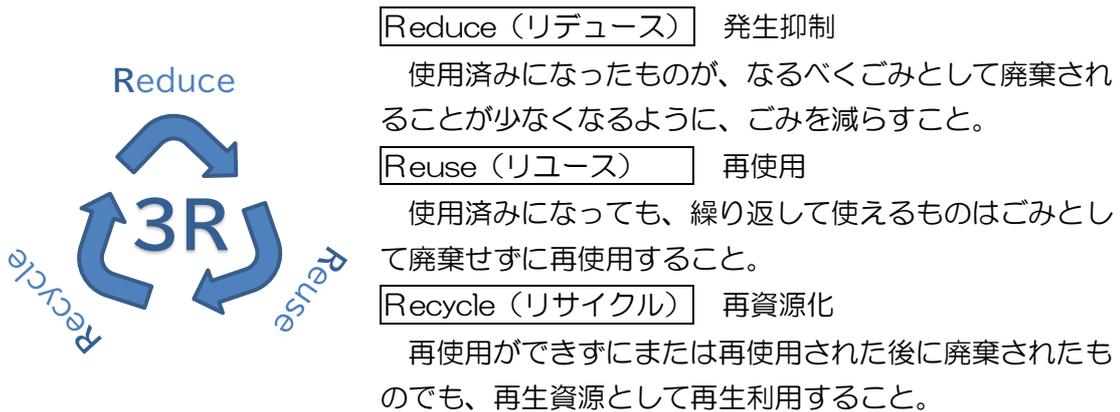
1. 基本理念

環境負荷低減を目指した持続可能な循環型社会の形成

ごみ処理問題を解決していくためには、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、減量化、資源化を推進することにより持続可能な循環型社会の構築を目指すことが重要です。

そのためには、市民のライフスタイルや事業活動において、3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要があります。

本計画では、行政が中心となり、市民や事業者に向けた3Rの意識醸成、行動喚起につながる情報発信等を通じて、地域社会全体が連携し持続可能な循環型社会の形成に向けた取組の展開を進めていくことを基本理念とします。



Reduce (リデュース) 発生抑制

使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ごみを減らすこと。

Reuse (リユース) 再使用

使用済みになっても、繰り返して使えるものはごみとして廃棄せずに再使用すること。

Recycle (リサイクル) 再資源化

再使用ができずにはまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

2. 基本方針

基本理念を達成するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務に応じて主体的に行動し、協働で以下の基本方針の実現を目指します。

(1) 市民に期待される役割

市民一人ひとりが、3Rを意識した生活を心掛け、行政の廃棄物処理施策に協力する。

○Reduce (リデュース) の視点

- ・ 買い物の際は、よく検討して無駄なものは購入しない。
- ・ マイバックを持参して無駄な包装は断る。
- ・ 詰め替え可能な商品や省エネ設計の製品等を選択する。
- ・ 手入れや修理をしながら、ものを大切に使う。
- ・ 食品の食べきりや使い切りにより食品ロスを削減する。
- ・ 使用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用する。
- ・ プラスチック製品の過剰な使用を控え、なるべく長期間使用する。

○Reuse（リユース）の視点

- ・リターナブル容器に入った製品を選び、使用後はリユース回収に出す。
- ・フリーマーケットやガレッジセール等を活用し、不用品の再使用に努める。

○Recycle（リサイクル）の視点

- ・ごみの分別排出を徹底する。
- ・資源ごみの集団回収や店頭等での資源回収を活用する。

（２）事業者期待される役割

事業者は、事業活動により発生する廃棄物の処理に責任を持ち、3Rによる循環型社会の形成に貢献する。

- ・製造、流通、販売等に際して、自ら排出する廃棄物の発生抑制に努める。
- ・拡大生産者責任（生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う）という考え方のもと、製品や容器が再使用・再資源化される仕組みの構築や活用を促進する。
- ・産業廃棄物と一般廃棄物の区別を認識し、廃棄物の適正な処理を行う。
- ・ワンウェイプラスチック製容器包装・製品（レジ袋、スプーン、ストロー等）の使用抑制、代替品への切替え等により、プラスチックの使用削減に努める。

（３）行政期待される役割

市は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて主体的に行動し、連携していくための情報発信や、持続可能な循環型社会形成、廃棄物の適正処理のための取組を展開する。

- ・ごみの排出状況を適切に把握した上で、排出抑制に関する普及啓発や情報提供、環境教育等を行い、市民の自主的な取組を促進する。
- ・ごみの分別収集、資源化等を推進し、廃棄物の適正な循環的利用に努める。
- ・ごみの適正処理のための施設整備、循環及び処分ルートを確保する。
- ・ごみの不法投棄、不適正処理の防止を図り、その他の環境への負荷の軽減に努める。

第2節 ごみの排出量の見込み

1. 人口の将来予測

将来人口は、「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン（令和2年改訂）」の将来展望人口の推移を用いて、本計画上の将来人口推定値として使用します。

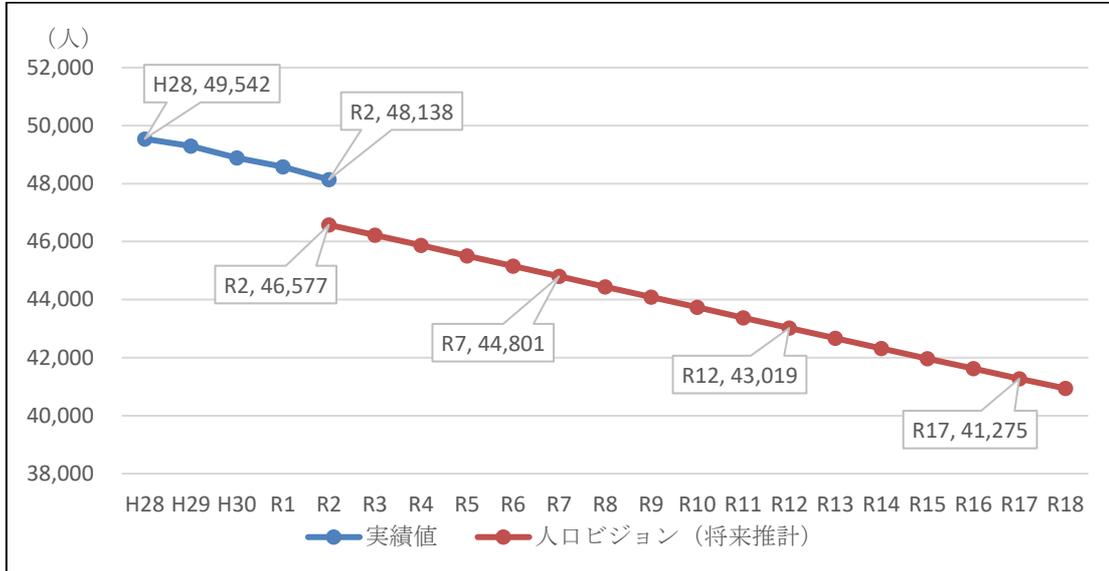


図 10-1 人口推計

2. ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、過去の実績値と傾向から、家庭系ごみの原単位（1人1日当たりの排出量）及び事業系ごみの日量（1日当たりの排出量）の推計を行い、この推計値に将来推計人口あるいは年間日数を乗じて得た数値をもとに、現状におけるごみの排出状況がそのまま推移する状況を想定したものとされています。

	(実績値)		(推計値)	
	令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
家庭系ごみ (t)	12,198	11,828	11,515	10,922
事業系ごみ (t)	3,909	3,570	3,327	3,070
集団回収 (t)	262	244	218	180
ごみ総排出量 (t)	16,369	15,642	15,060	14,172
資源化量 (t)	3,316 (*3,928)	3,051	2,741	2,282
リサイクル率 (%)	20.3 (*27.1)	19.5	18.2	16.1
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	932	964	964	948

* 基準年度（令和2年度）における資源化量の実績値は3,928 t、リサイクル率の実績値は27.1%ですが、令和5年1月以降、新ごみ処理施設において熱回収焼却の対象となる。「その他のプラスチック類」「木質系粗大ごみ」については資源化の対象から除外することとなるため、令和2年度の資源化量からその他のプラスチック類及び木質系粗大ごみを除いた数値をもとに補正した資源化量及びリサイクル率を基準値として採用しています。

表 8 ごみ排出量の予測（現状推移時の推計）

(1) ごみ排出量の見込み

本計画において、人口の推移は、令和2年度の48,138人（実績値）から計画最終年度である令和18年度には40,939人へと推移し、約15.0%の減少が見込まれています。

この人口減少によって、ごみの排出量も同様に減少していくことが想定されますが、本計画におけるごみ排出量の推移は、令和2年度の総排出量16,369 t/年（実績値）から計画最終年度の令和18年度には14,172 t/年まで推移するものとして、約13.4%の減量が見込まれます。（図10-2参照）

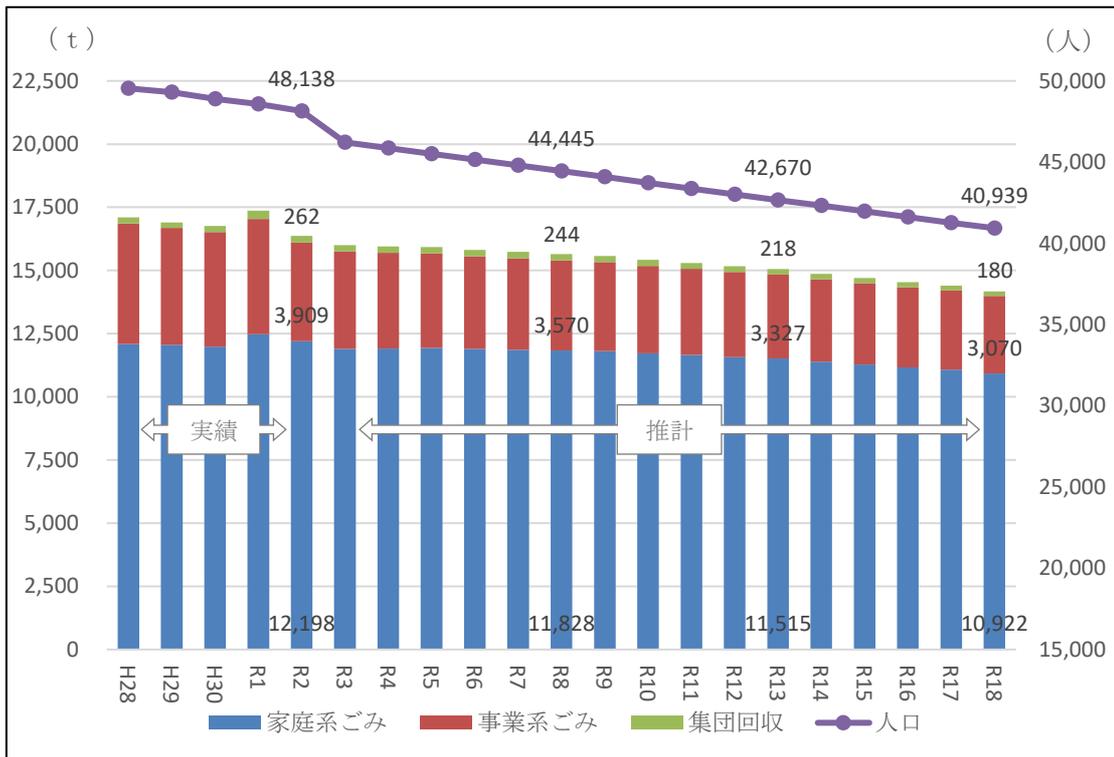


図 10-2 ごみ排出量の見込み（現状推移時の推計）

(2) 資源化量の見込み

資源化の程度を示す数値として、ごみの総排出量に占める資源化量（リサイクル率）がありますが、現状のごみの排出状況が維持されたまま推移した場合、令和2年度の実績値（資源化量3,316 t/年、リサイクル率20.3%）に対して、計画最終年度の令和18年度においては、資源化量は2,282 t/年、リサイクル率は16.1%への推移が見込まれます。（図10-3参照）

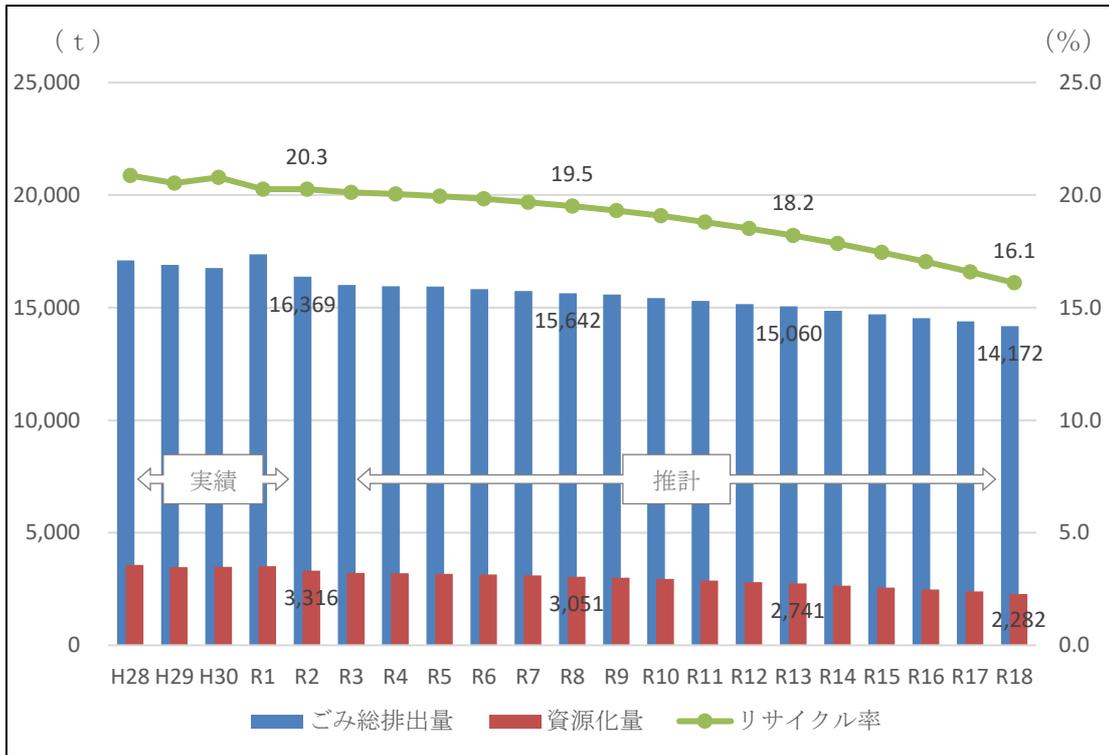


図 10-3 資源化量の見込み（現状推移時の推計）

第3節 数値目標

1. 数値目標の設定

(1) ごみ排出量の推計手順

「第2節 ごみ排出量の見込み」において、現状推移を想定した排出量の推計値に対し、ごみの削減目標を設定した上で、ごみ減量施策による資源化の進展を考慮し、目標達成時におけるごみ排出量の推計を行います。

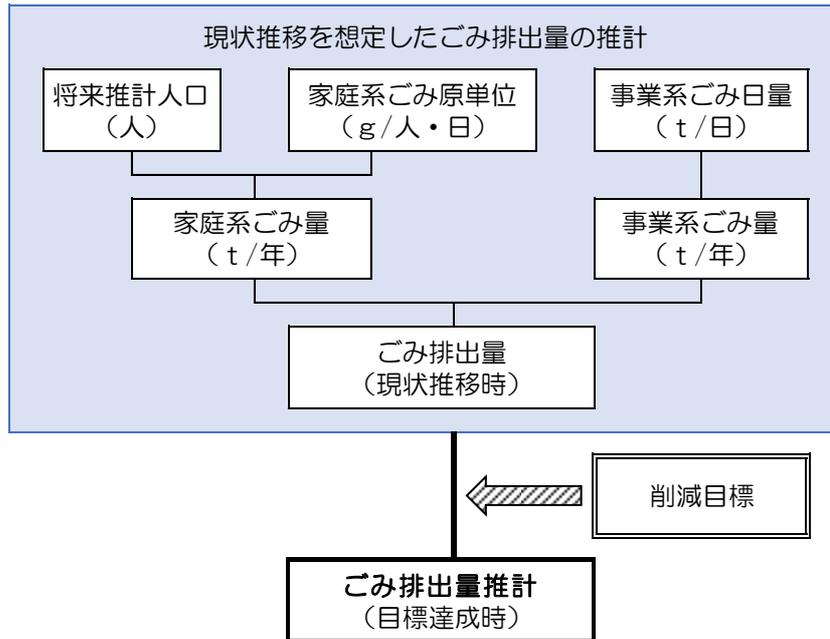


図 11-1 ごみ排出量推計手順の概念図

(2) 目標設定の基準

人口の将来推計が基準年度（令和2年度）の48,138人から、計画最終年度の40,939人へと約15.0%の減少が見込まれる中において、人口減少に伴いごみの排出量も減少することが想定されますが、ごみ排出量の削減目標を設定するにあたっては、本計画最終年度における人口減少率と同等の15%以上のごみ排出量の削減を目指します。

表9-1には、目標設定にあたり推計人口と併せ、ごみ総排出量について、基準年度（令和2年度）に対し約15.0%削減された場合の計画最終年度（令和18年度）における推計値を参考値として示します。

	令和2年度 (基準年度)	令和18年度 (最終年度)		令和2年度 (基準年度)	令和18年度 (最終年度)
推計人口 (人)	48,138	40,939	ごみ総排出量 (t/年)	16,369	13,913
減少率 (%)	—	- 15.0%	削減率 (%)	—	- 15.0%

表 9-1 目標設定の基準

(3) 数値目標

本計画で定める各種ごみ減量施策の推進により、以下の数値目標の達成を目指します。

① 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量について、本市の静岡県内における状況は、県内市町の平均（令和元年度実績：885 g/人・日）より多い状況です。

本市の目標値の設定にあたり、静岡県内市町の平均より少ない状況を目指し、静岡県の掲げる将来目標（静岡県循環型社会形成計画）の848 g/人・日以下となること、また、令和2年度（計画基準年度）に対する令和18年度（計画最終年度）の削減率を、前計画期間の目標削減率である7.8%を上回る10%以上を目指すこととし、表9-2のとおり数値目標を設定します。

	令和2年度 （基準年度）	令和8年度 （中間年度）	令和13年度 （中間年度）	令和18年度 （最終年度）
1人1日当たり の排出量 （g/人・日）	932	928	891	838
削減率 （%）	—	- 0.4%	- 4.3%	- 10.0%

表 9-2 数値目標（1人1日当たりのごみ排出量）

参考数値として、上記の1人1日当たりのごみ排出量の数値目標達成時における、ごみの総排出量を表9-3に示します。これにより、上記の目標数値が、目標設定の基準として設定しました令和2年度（計画基準年度）に対する令和18年度（計画最終年度）のごみ総排出量の削減率15%以上を達成するものであることが確認できます。

	令和2年度 （基準年度）	令和8年度 （中間年度）	令和13年度 （中間年度）	令和18年度 （最終年度）
ごみ総排出量 （t/年）	16,369	15,062	13,923	12,527
削減率 （%）		- 7.9%	- 14.9%	- 23.4%

表 9-3 参考指標（ごみ総排出量）

② リサイクル率

リサイクル率について、民間事業者による資源ごみの拠点回収の拡大に伴う行政回収量の減少や、パソコン、スマートフォン等のIT機器の普及等の社会情勢の変化に伴う紙媒体の使用量の減少が、紙類等の資源ごみの回収量にも影響しており、本市におけるリサイクル率は停滞している状況にあります。

本市の目標値の設定にあたり、今後もこのような資源化に関する状況は継続していくことが想定されるため、令和2年度（計画基準年度）におけるリサイクル率を、令和18年度（計画最終年度）においても維持していくこととし、表9-4のとおり数値目標を設定します。

	令和2年度 (基準年度)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (中間年度)	令和18年度 (最終年度)
リサイクル率 (%)	20.3 (*27.1)	20.3	20.3	20.3

* 基準年度（令和2年度）におけるリサイクル率の実績値は27.1%ですが、令和5年1月以降、新ごみ処理施設において熱回収焼却の対象となる「その他のプラスチック類」「木質系粗大ごみ」については資源化の対象から除外することとなるため、令和2年度の資源化量からその他のプラスチック類及び木質系粗大ごみを除いた資源化量により、補正算出したリサイクル率を基準値として採用しています。

表 9-4 数値目標（リサイクル率）

2. 1人1日当たりのごみ排出量の推計

図11-2は、1人1日当たりのごみ排出量について、数値目標達成時（33頁・表9-2参照）と、現状推移時（29頁・表8参照）を比較したものです。

1人1日当たりのごみ排出量は、数値目標達成時には、現状維持時の推計値と比較して、令和8年度（中間年度）では36g、令和13年度（中間年度）では73g、そして計画最終年度である令和18年度においては110g減少することとなります。

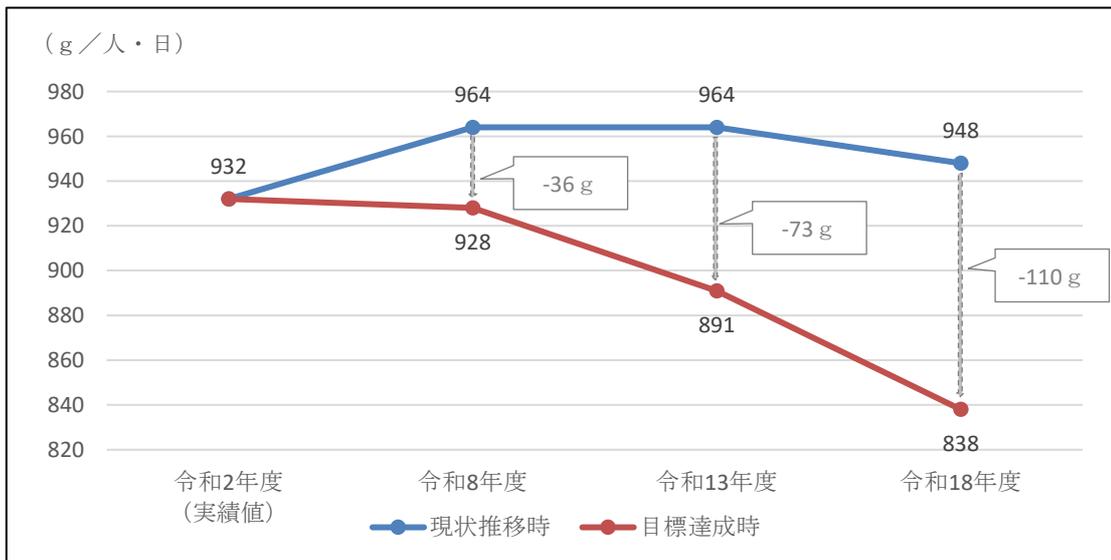
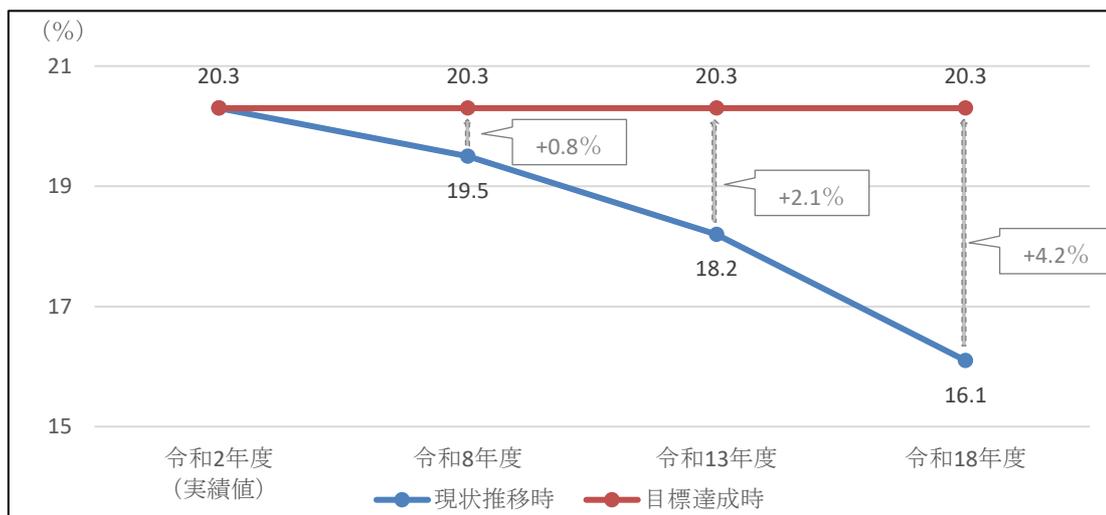


図 11-2 1人1日当たりのごみ排出量の比較

3. リサイクル率の推計

図11-3は、リサイクル率について、数値目標達成時（34頁・表9-4参照）と、現状推移時（29頁・表8参照）を比較したものです。

リサイクル率は、数値目標達成時には、現状維持時の推計値と比較して、令和8年度（中間年度）では0.8%、令和13年度（中間年度）では2.1%、そして計画最終年度である令和18年度においては4.2%増加することとなります。



* これまで民間再生処理事業者を経て資源化処理をしていた「その他のプラスチック類」、「木質系粗大ごみ」が、令和5年1月以降、新ごみ処理施設での焼却処理対象物となるため、リサイクル率の算定にあたっては、資源化の対象物から除外してあります。ただし、新ごみ処理施設はエネルギー回収型の焼却施設でもあり、その他のプラスチック類、木質系粗大ごみの焼却により発生した焼却熱が発電に利用されることとなり、熱回収という形での再資源化の役割を担うものとなります。

図 11-3 リサイクル率の比較

第4節 ごみの種類・分別区分及び処理の流れ

本市におけるごみの種類及び分別の区分については、第2部・第1章・第1節（ごみ処理の区分と体制）の中で示しているように、24種類に区分し分別収集を行い、分別品目に応じた処理を行っています。

前述の表1-1（8頁）及び表1-2（9頁）、図4-1（10頁）に示される分別区分、収集体制、処理の流れについては現状を示したのですが、今後、新ごみ処理施設が稼働する令和5年1月以降については、分別の区分に変更は伴わないものの新ごみ処理施設においては熱回収による発電設備が併設されることから、燃やせるごみ以外にも、その他のプラスチック類及び粗大ごみの一部（木質及びプラスチック粗大ごみ）を焼却処理する予定であり、下記に示す図12のような処理の流れとなります。なお、現状の処理の流れ（9頁・図4-1）と比較するため、新ごみ処理施設の稼働に伴い、ごみの直接搬入先や処理過程が変更となる箇所については、部分的に色分けをして表示してあります。

ただし、中間処理の施設については、新ごみ処理施設の稼働に伴う既存焼却施設の解体に伴い、中間処理作業に支障が発生する可能性があるため、今後、より効率的な施設運営を目指し、適宜見直しをしていくこととなります。

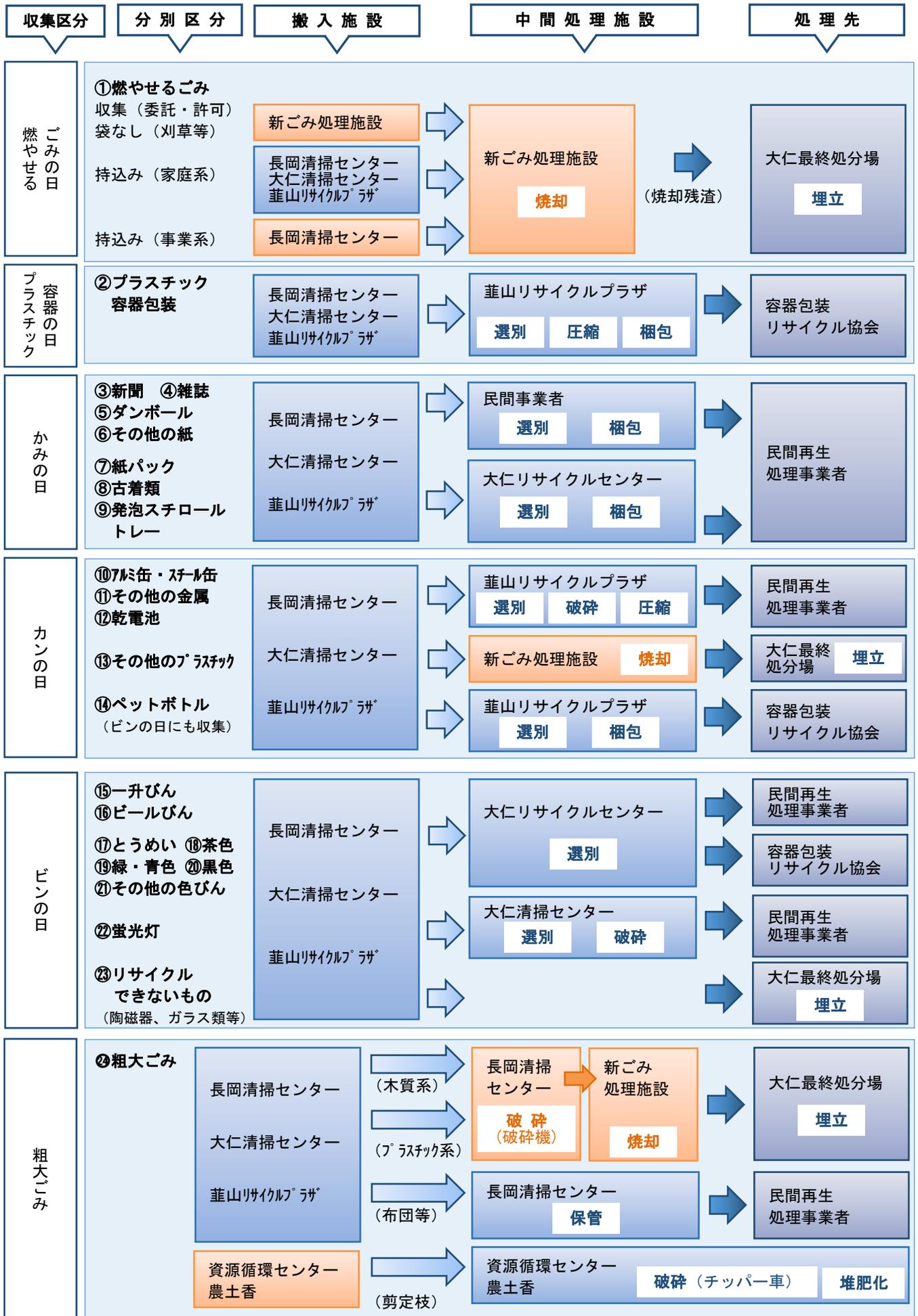


図 12 ごみの分別区分と処理の流れ（新ごみ処理施設稼働以降）

第5節 ごみ処理基本計画の施策内容

1. 収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

① 収集区域の範囲

本市全域を計画収集区域とします。

② 収集運搬の実施体制

市民が排出するごみ集積所の収集運搬については、図12（ごみの分別区分と流れ）に示されている5つの収集区分に従い、ごみの分別区分の品目ごとに効率的な収集を行います。

収集運搬業務については、現行どおり一般廃棄物の収集運搬業者への委託により実施します。

(2) 直接搬入ごみの対応

ごみ集積所への排出以外の市民による直接搬入、ごみ集積所に排出することのできない粗大ごみや事業系一般廃棄物の搬入、一般廃棄物収集運搬許可業者による搬入等に対応するため、本市における中間処理施設及び伊豆市との広域で整備する新ごみ処理施設において、直接搬入ごみの受け入れを行います。

なお、新ごみ処理施設の稼働に際し、現有施設の解体等を伴うため、受け入れを行う施設に一部変動等が生じることとなりますが、より効率的な体制を随時検討しながら対応していきます。

(3) 戸別収集による対応

(1)のごみ集積所に排出されるごみの収集、(2)のごみ処理施設への直接搬入による対応以外に、ごみ集積所に排出することのできない粗大ごみへの対応として、家庭の玄関先等での粗大ごみの収集を行う戸別収集（有料回収）を行います。

また、少子高齢化社会が進む中、ごみ集積場所への排出や施設への直接搬入が困難で、身近な人などの協力が得られない高齢者や障がい者などの排出困難者のための支援について、福祉関連部署との連携を図りながら、負担を軽減するための方策を検討していきます。

2. ごみの減量計画

(1) ごみ処理の有料化

本市においては、ごみの排出抑制や再生利用の推進、住民の意識改革を進めるため、指定ごみ袋による有料化により、廃棄物処理手数料の徴収を行っています。

今後、ごみの排出抑制を図るため、経済的なインセンティブ等の活用により手数料の見直しを進めていきます。

(2) 環境教育、普及啓発の充実

広報紙「広報いすのくに」やホームページ、コミュニティFM等の媒体を活用し、ごみ処理に関する積極的な情報発信を行います。

また、ごみの減量化や資源化に関する社会意識の向上を図るため、学校等によるごみ処理施設の見学や職場の体験実習の受け入れを通じた環境教育活動に取り組んでいきます。

(3) ごみの分別指導の徹底

「ごみの分け方・出し方」のパンフレットの配布、ごみの施設への直接搬入時における指導、団体等への出前講座の実施等を通じて、分別方法を広く周知していきます。さらに、分別方法や出し方が分かりやすくなるように、「ごみの出し方アプリ」等の新たなツールの開発も検討していきます。

また、ごみ集積所への不適正な排出者への分別指導や、収集運搬許可業者等に対する可燃ごみ搬入時の展開検査の実施により、不適正処理の軽減、資源化の促進に努めます。

(4) リユースの促進

家庭の不用品の有効活用を促進するため、不用品譲渡の仲介を行う「不用品活用バンク」の運営を行っていきます。

(5) 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

日常生活における食品を「買いすぎない」、「使いきる」、「食べきる」といった基本的な取組に関する市民への啓発、また、事業所等における食品原材料の無駄の削減、賞味期限の適切な管理等の取組への事業者の協力を通じて、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまっている食品、いわゆる「食品ロス」の削減推進に努めていきます。

また、本市における食品ロスの実態を把握するための方策を検討し、食品ロスの排出状況等の把握に努めた上で、国の示す「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」や、今後策定予定である静岡県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、本市の食品ロス削減推進計画の策定に取り組み、市民への食品ロスに対する意識向上につなげていきます。

(6) 環境物品等の使用促進

庁舎及び公共施設内においては、エコアクション21の取組でもあるグリーン購入の促進により、再生品利用商品や環境配慮商品等の活用を増やし、ごみの減量につなげていきます。

3. 中間処理・資源化計画

本市における中間処理については、表10-1に示すように、焼却施設による焼却のほか、資源化施設における選別、破碎、圧縮、梱包、堆肥化等の処理を通じて、適正な処分、効率的な循環的利用を行うことにより、ごみの資源化を図っていきます。

(1) 中間処理の施設と方法

図12（36頁）の分別区分に従い、品目ごとの処理方法等を以下に示します。

分別品目	中間処理施設	処理方法
①燃やせるごみ	長岡清掃センター 葦山ごみ焼却場	焼却
	新ごみ処理施設	焼却+熱回収（発電）
(補足事項)	現在、図12に示す①～④の24種の分別品目のうち、②～④に分別されないものを燃やせるごみとして、長岡清掃センター、葦山ごみ焼却場にて焼却を行っているが、令和5年1月の新ごみ処理施設の稼働以降は、旧焼却施設を停止し、⑬その他のプラスチック、⑭粗大ごみの一部も含めて焼却を行うこととなり、熱回収による発電、余剰電力の売電も実施する予定です。	

分別品目	中間処理施設	処理方法
②プラスチック製 容器包装 (補足事項)	葦山リサイクルプラザ 大仁リサイクルセンター	手選別による異物、汚損物の除去 減容機による圧縮、梱包
	現在、葦山リサイクルプラザ、大仁リサイクルセンター2施設での中間処理を実施していますが、処理の効率化、費用の削減を図るため、葦山リサイクルプラザへの減容機の集約化を進めていく予定です。	
③新聞 ④雑誌 ⑤ダンボール ⑥その他の紙	長岡清掃センター 葦山リサイクルプラザ 大仁清掃センター	各中間処理施設への直接搬入分の保管 (ごみ集積所収集分は、中間処理施設を経由せず、直接民間の古紙問屋へ搬入)
⑦紙パック ⑧古着類 ⑨発泡スチロール (補足事項)	長岡清掃センター	手作業による選別、異物の除去 手作業による梱包
	新ごみ処理施設の稼働により、⑦～⑨の中間処理施設である長岡清掃センター焼却施設の解体に伴い、処理作業への制限が発生するため、処理作業所を大仁リサイクルセンターへと移行する予定です。	
⑩アルミ缶・ スチール缶	葦山リサイクルプラザ	磁選機による選別、圧縮
⑪その他の金属類	葦山リサイクルプラザ	手作業による選別、解体 圧縮機による圧縮
⑪その他の金属類 (小型家電類)	長岡清掃センター 葦山リサイクルプラザ 大仁清掃センター	手作業による選別、解体 搬出用コンテナへの積込保管
⑫乾電池	葦山リサイクルプラザ	搬出用ドラム缶への積込保管
⑬その他の プラスチック類 (補足事項)	葦山リサイクルプラザ 新ごみ処理施設	ストックヤードへの保管 焼却+熱回収
	新ごみ処理施設の稼働以降、民間再生事業所への外部処理委託から新ごみ処理施設での焼却処理に移行する予定です。	
⑭ペットボトル (補足事項)	大仁リサイクルセンター	手選別による異物、汚損物の除去 減容機による圧縮、梱包
	②プラスチック製容器包装との処理の集約化により、作業の効率化、費用の削減を図るため、処理作業所を葦山リサイクルプラザへと移行する予定です。	
⑮一升びん ⑯ビールびん ⑰とうめいびん ⑱茶色びん ⑲緑・青色びん ⑳黒色びん ㉑その他の色のびん	大仁リサイクルセンター	手作業による選別

分別品目	中間処理施設	処理方法
②②蛍光灯	大仁リサイクルセンター	手作業による選別 破砕機による破砕 搬出用ドラム缶への積込保管
②④粗大ごみ ・金属系	葦山リサイクルプラザ	手作業による選別、解体 圧縮機による圧縮
②④粗大ごみ ・木質系 (補足事項)	長岡清掃センター	重機による破砕
	葦山リサイクルプラザ 大仁清掃センター	
	長岡清掃センター	粗大ごみ破砕機による破砕
	新ごみ処理施設	焼却+熱回収
現在、破砕処理後は民間再生処理事業所への外部搬出を行っていますが、新ごみ処理施設稼働後においては、長岡清掃センター粗大ごみ破砕機にて破砕処理を行い、新ごみ処理施設での焼却処理に移行する予定です。		
②④粗大ごみ ・プラスチック系 (補足事項)	長岡清掃センター	粗大ごみ破砕機による破砕
	長岡清掃センター	粗大ごみ破砕機による破砕
	新ごみ処理施設	焼却+熱回収
	現在、破砕処理後は民間再生処理事業所への外部搬出を行っていますが、新ごみ処理施設稼働後においては、長岡清掃センター粗大ごみ破砕機にて破砕処理を行い、新ごみ処理施設での焼却処理に移行する予定です。	
②④粗大ごみ ・剪定枝 (補足事項)	長岡清掃センター	チップパー車による破砕
	農土香	堆肥化
	新ごみ処理施設の稼働により、長岡清掃センターの解体に伴い、作業スペースへの制限が発生するため、農土香へのチップ化及び堆肥化作業の集約化を予定している。	

表 10-1 中間処理計画

(2) 有価物の売却

本市では資源化に際し、有価物として価値のあるもの（紙類、古着類、金属類、カン類、ビン類等）については、民間事業者への売却により財源の確保を図ります。

(3) 災害廃棄物の処理

本市において台風や地震等による大規模災害が発生した際の災害廃棄物の処理については、別に「伊豆の国市災害廃棄物処理計画」を定め、災害時に対応した分別収集体制、仮置場設置による一時保管体制等を構築し、適正かつ迅速な処理を目指します。

また、過去の経験を踏まえた災害廃棄物処理計画の改定を進めるとともに、仮置場開設訓練等の実施を通じて、より現実的かつ実効力のあるマニュアルの作成や、事業者との災害時の連携にも取り組んでいきます。

4. 最終処分計画

(1) 埋立対象廃棄物

本市では、焼却処理により発生する焼却灰及び焼却残渣、「リサイクルできないもの」として分別収集している陶磁器類やガラス類等の廃棄物を、最終処分場への埋立処分を行います。

(2) 最終処分場の体制

施設名	埋立対象物	経過等
大仁一般廃棄物 最終処分場	焼却灰及び焼却残渣 (長岡清掃センター由来) リサイクルできないもの	新ごみ処理施設稼働後は、新ごみ処理施設の焼却灰及び焼却残渣、リサイクルできないものの埋立処分を継続する予定。
葦山一般廃棄物 最終処分場	焼却灰及び焼却残渣 (葦山ごみ焼却場由来)	新ごみ処理施設稼働に伴う葦山ごみ焼却場停止後、埋立を終了し廃止手続きを進める予定。
長岡一般廃棄物 最終処分場	埋立終了(平成8年度)	廃止手続き(経過観察)中

表 10-2 最終処分場の体制

(3) 最終処分場の維持管理

浸出水処理施設の設置により、最終処分場からの放流水の管理や、周辺地下水の水質検査等による定期的な監視を行い、適正な維持管理を図っていきます。

また、埋立てが終了した最終処分場については、廃止のための基準に従い、順次、廃止承認の手続きを進めていきます。

(4) 最終処分場の延命化と新最終処分場の整備

現在、2つの最終処分場を使用していますが、今後、葦山一般廃棄物処分場の廃止を予定しており、最終処分場は大仁一般廃棄物最終処分場の1箇所となる予定です。

そのため、ごみの資源化の徹底による燃やせるごみの減量を進めるだけでなく、埋立量削減のため、焼却灰のリサイクルを含めた外部処理について今後もその方策等の検討を行い、最終処分場の延命化を図っていきます。

また、最終処分場の残余年数が限られる中、新たな最終処分場の確保についても検討していきます。

第6節 ごみ処理施設の整備について

1. ごみ処理の広域化

現在、本市においてごみ焼却施設として稼働している長岡清掃センター及び葎山ごみ焼却場は、稼働後30年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況となっていることから、伊豆市及び伊豆の国市の2市において、平成27年4月に伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を設立し、2市広域での新たなごみ処理施設の建設を進めており、令和5年1月に稼働を予定しています。

新ごみ処理施設は、ごみを焼却するだけの単なるごみ処理施設ではなく、循環型社会や脱炭素社会に関する知識や情報を得ることができる環境教育や環境活動の場としての活用、自然災害時等の避難所や地域防災拠点としての活用など、住民に開かれ地域に貢献する施設としての運営も予定されています。

また、発電設備を併設することで、焼却時の熱を利用し、ボイラーで高温高熱の蒸気を発生させ、タービンを回して発電を行います。発電した電力については、施設内の冷暖房や焼却プラントの稼働等に使用されるほか、余剰電力については売電することも見込まれています。



完成イメージ図

2. 中間処理施設の集約化

本市における中間処理施設は、休止中の施設も含めて、焼却施設（3施設）、資源化施設（5施設）が設置されています。

焼却施設については、伊豆市との広域処理化により新ごみ処理施設が整備され、本市の焼却施設は順次解体していく予定です。

資源化施設については、ごみの直接搬入受入、資源ごみの保管及び中間処理等の役割を担う施設となっていますが、焼却施設が併設されている施設もあり、新ごみ処理施設の稼働に伴う旧焼却施設の解体時には、工事に伴う様々な制限が生じるため、現状通りの施設運転ができない状況が想定されています。そのため、旧焼却施設の解体の時期においては、各施設の持つ機能の移行や集約化等により、資源化施設の運営を行うこととなります。

また、資源化施設については、合併前の各3町の施設を継続使用している状況であり、機能が分散し効率性が低いため、機能の統合による集約化の検討を行っていきます。平成30年3月に策定された「伊豆の国市公共施設再配置計画」において、中期計画（令和18年～令和27年）の中での再配置を想定しています。

3. 最終処分場の整備

本市における最終処分場は、現在、大仁一般廃棄物最終処分場と葦山一般廃棄物最終処分場の2施設において埋立処分を行っているほか、既に埋立を終了している長岡一般廃棄物最終処分場があります。

今後、葦山ごみ焼却場から排出された焼却灰の埋立を行っていた葦山一般廃棄物最終処分場は埋立終了となるため、本市における最終処分場は大仁一般廃棄物最終処分場の1箇所となります。

埋立を終了した最終処分場については、廃止を行うために埋立終了後2年以上の経過観察を経た上で、廃止承認手続きを行う必要があります。長岡一般廃棄物最終処分場については現在経過観察中であり令和5年度に廃止、葦山一般廃棄物処分場については令和5年度以降経過観察を開始し、令和7年度に廃止予定となっています。

市内1箇所の最終処分場となる大仁一般廃棄物最終処分場については、概ね8年程度の残余容量が想定されており、埋立量削減のための焼却灰の外部処理による最終処分場の延命化、新たな最終処分場の確保の検討を進めていきます。

4. 施設整備に関するスケジュール

ごみ処理施設の新規整備、廃止及び解体等について、今後のスケジュール概略を下記に示します。なお、新ごみ処理施設の稼働に伴う既存施設の解体について、解体時期の明確になっていない葦山焼却場及び大仁清掃センターについては、順次解体時期を検討していきます。

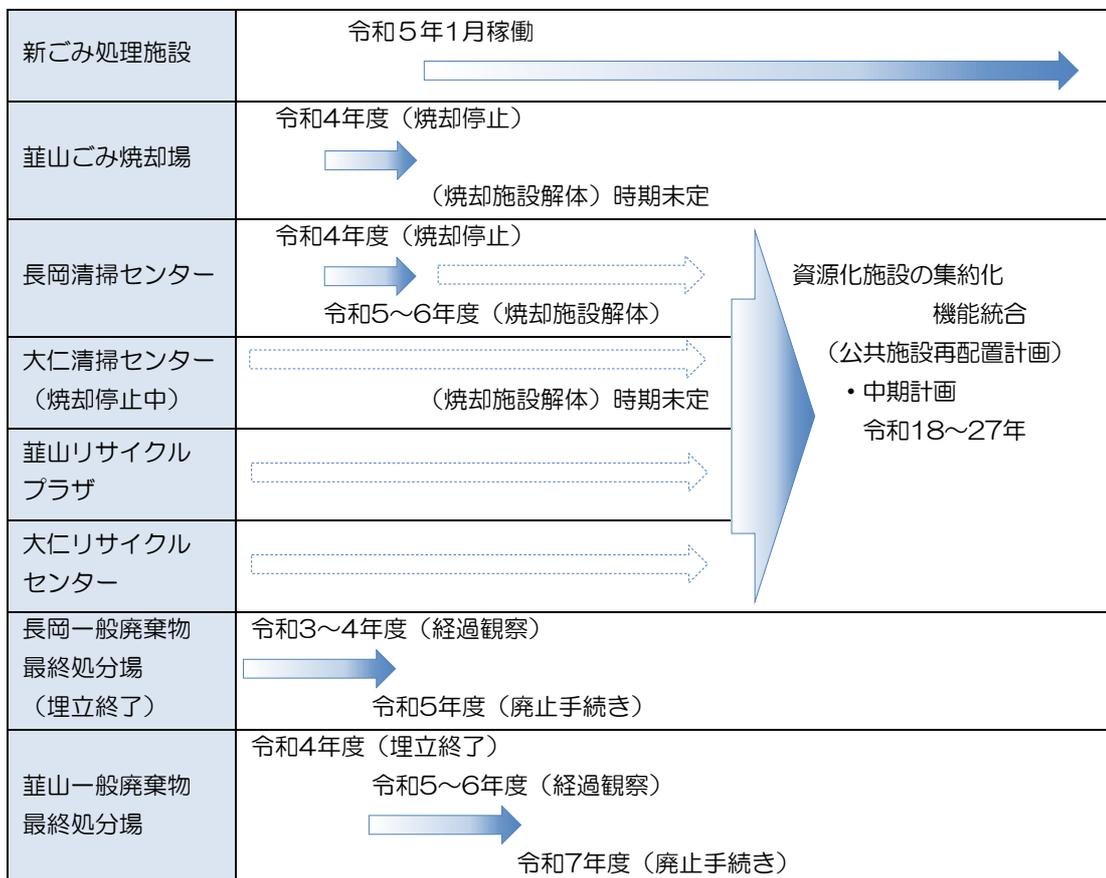


図 13 施設整備スケジュール

